

(4) 自閉症の療育と家族支援の方策について
川崎医療福祉大学大学院 医療福祉学専攻 修士課程 狩野 洋一

【要 旨】

国も本格的に発達障害児・者に対して対策を講ずるべく2004年12月に成立、翌年4月より施行された「発達障害者支援法」により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動障害、その他のこれに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものを発達障害として法的に定義した。

これにより、発達障害が定義され、発達障害児・者支援の理念を提示し、法的根拠を示したことで、具体的に発達障害者支援センター運営事業が実施されるなど、この法律が施行された意義は大きい。

しかし、現実には発達障害児（者）やその家族が生活している地域での環境は、ほとんど以前のままであり、彼らの生きづらさは変わっていないのが現状である。

そこでI市で実施された知的障害児童（者）や発達障害児（者）の保護者へのアンケート調査をもとに、I市の現状を分析し、課題を見つけ出し個別目標を設定する。

調査は、平成18年6月20日から平成18年7月21日までの期間で実施し、知的障害児童（者）では173

名の回答があり、発達障害児（者）では38名の回答があった。

この調査の結果、子育ての中で知的障害児童（者）は87.5%が、発達障害児（者）は96.75%の保護者が落ち込んだことがあると回答した。そして、今、必要としているものは、「アドバイス」70.00%、「専門療育」66.7%であり、困った時に相談するところは、「自閉症児・者支援センター」90.00%、「障害者地域生活支援センター」40.00%という結果であった。

この結果から、I市では知的障害児童（者）や発達障害児（者）およびその保護者を地域で支えるシステムが脆弱であり、それが彼ら家族の不安を長期化させ、子供たちの将来への希望を生み出せない元凶となっていることが分かった。

この調査よりの課題を自立支援協議会で審議し、市民や関係者の合意を得て、ハード面及びソフト面の長期・短期の目標を設定した。目標は、時により変わるものなので、一定期間で見直しのリサーチを実施することも必要と考える。

今日は、調査から見えてくる課題を元に、個別目標設置を実施した過程及び組織の一端を報告する。